平成２７年（フ）第４４４５号
神奈川県相模原市南区東林間７丁目36―６―203、住民票上の住所大阪府大阪市東成区東中本３丁目20―４
債務者　濱田　夏美
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４５０号
東京都町田市高ヶ坂３丁目37―Ｃ１―58
債務者　漆畑　　学
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４５５号
東京都練馬区桜台６丁目33―13―102
債務者　伊藤　則子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４５６号
埼玉県さいたま市見沼区深作１丁目37―４
債務者　原田　哲也
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４６４号
東京都板橋区坂下３丁目17―１―423
債務者　中嶋たか子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４６７号
埼玉県さいたま市中央区下落合３丁目19―２―201
債務者　大森　　訓
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４６８号
東京都江戸川区篠崎町４丁目11―21
債務者　古性　慶治
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４７０号
東京都町田市相原町1198―１―Ⅱ―102
債務者　吉村淳平こと　曺　　淳平
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４７２号
東京都目黒区八雲１丁目１―５―405
債務者　眞下　文江
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４７３号
東京都練馬区小竹町１丁目78―３―101
債務者　梶浦　靖子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４４７５号
東京都府中市天神町３丁目９―42
債務者　高原加壽夫
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０５号
北海道旭川市神居３条14丁目２番３号　越智マンションＢ―Ｆ203
債務者　阿曽　宏子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１０号
北海道旭川市東光３条６丁目１番22号　トゥルーワン東光202
債務者　恩田　典由
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１５号
北海道富良野市新富町１番72号
債務者　阿部　健一
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６５５号
横浜市緑区霧が丘６丁目19番地９　コーポサンエースＡ―102号
債務者　村松　芳一
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部